

(最終更新日：2025年 1月 17日)

## 「情報公開文書」

受付番号：

課題名：早期ステージ膵臓がんにおけるゲノム解析による新規分子診療標的の同定(後方視探索的多施設共同研究)

### 1. 研究の対象

2006年1月～2022年11月の間に当院で膵臓がんの手術を受けられた方の中でステージ0あるいはステージIに該当する方及び早期ステージ膵臓がん切除された後に再発した膵臓がんを切除されたステージ0～IVの方

### 2. 研究目的・方法

本研究では手術で切除された早期ステージの膵臓がん及びその後に再発した膵臓がん組織を多施設共同研究として集積し、腫瘍組織中のゲノムの異常を正常組織のゲノムと対比することで網羅的に解析します。解析結果から早期ステージ膵臓がん及びその再発に特徴的な遺伝子異常を解明し、膵臓がんが発生進行する機序を明らかにする、また、膵臓がんの早期診断に有用な分子(遺伝子)を同定することを目的とします。

研究期間：倫理委員会承認日から2027年3月

### 3. 研究に用いる試料・情報の種類

本研究では以下の診療情報を使用致します。

性別、年齢、病歴、既往歴、家族歴、身体所見、血液尿生化学検査データ、画像所見、手術所見、治療情報、病理所見、術後追跡予後情報等

本研究では以下の試料を使用致します。

手術で切除され保存されている組織

本研究で使用した研究試料・情報は研究結果の確認や将来の2次利用に備えて研究終了後5年まで保存します。

### 4. 外部への試料・情報の提供

データ、試料は研究主管施設である東北大学大学院医学系研究科病態病理学分野に電子的配信および宅配便で提供します。提供するデータ、試料は対応表を有する匿名化を行い、対応表は提供施設の研究責任者が保管・管理します。次世代型シーケンサーを使用したDNA塩基配列読み取りのため匿名化した核酸検体を業務委託先である株式会社マクロジェ

ン・ジャパンに送付します。また、限定された数の遺伝子を解析する標的遺伝子解析を共同研究機関である札幌東徳洲会病院医学研究所で行います。塩基配列データ及び臨床情報を解析のため医薬基盤研究所 難病・免疫ゲノム研究センターに送付します。組織試料遺伝子空間発現解析のため組織検体及び臨床データを筑波大学消火器外科に送付します。

## 5. 研究組織

本研究は以下の施設による多施設共同研究として行われます。

### ・機関名、研究責任者名

東北大学大学院医学系研究科病態病理学分野、古川徹（研究代表責任者）

JA 尾道総合病院消化器内科、花田敬士

愛知県がんセンター、清水泰博

手稲溪仁会病院消化器内科、真口宏介

福岡大学筑紫病院消化器内科、植木敏晴

九州大学病院臨床・腫瘍外科、井手野 昇

近畿大学医学部消化器内科、竹中 完

和歌山県立医科大学第2内科、北野雅之

東京女子医科大学消化器病センター消化器内科、菊山正隆

金沢大学附属病院放射線科、蒲田敏文

川崎医科大学消化器内科、吉田浩司

県立広島病院消化器内科、佐々木民人

広島大学消化器・代謝内科、芹川正浩

東京女子医科大学消化器・一般外科、樋口亮太、本田五郎

京都赤十字病院、柳澤昭夫

公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院、栗田 亮

仙台厚生病院、遠藤希之、佐藤護

仙台オープン病院、澤井高志、伊藤啓

旭川医科大学消化器内科 水上裕輔

札幌東徳洲会病院医学研究所 小野裕介

医薬基盤研究所 難病・免疫ゲノム研究センター 水上裕輔、伊藤泰斗

筑波大学消化器外科、小田竜也

## 6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

倉敷市松島 577 番地

川崎医科大学 消化器内科学実験室 086-462-1111 (内線 26501)

(平日 9:00~16:30)

研究責任者：

川崎医科大学 消化器内科学 教授 吉田 浩司

**◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先**

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

**※注意事項**

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合